毎 月 勤 労 統 計 調 査 の 概 要

1　調査の沿革

「毎月勤労統計調査」の起源は古く、大正 12 年７月内務省社会局で調査が開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」を母体とし、その後幾多の変遷と改正を経ているが、現在の名称に改められたのは、勤労統計調査令が公布された昭和 19 年４月であった。

その後、数次にわたる改正があり、昭和 26 年４月には、所管も労働省（現在の厚生労働省）に全面移管されるとともに、従来全国調査のみであったこの調査に、都道府県労働基準局で行っていた都道府県別の「毎月勤労統計調査」が、「毎月勤労統計調査地方調査」として吸収され、全国・地方を通じて一貫した方法により、賃金、労働時間及び雇用の動きを把握できるようになった。

昭和 32 年７月には、従来 30 人以上だった調査対象の規模を広げ、５～29 人規模の事業所については毎月「全国調査乙調査」を、１～４人規模の事業所については年１回「特別調査」を実施することとし、従来の全国調査については全国調査甲調査として調査体系の整備が行われた。その後、昭和 55 年７月には特別調査の規模が１～29 人に拡充された。

平成２年１月には、サービス経済化の進行及び小規模事業所の増加に伴い、毎月勤労統計調査の中核たる全国調査甲調査及び地方調査のカバー率が大幅に減少し、統計数値としての代表性が低下してきたため改正がなされた。

この改正により、「全国調査」は甲調査と乙調査が統合され、５人以上規模事業所を対象とすることとなり、「地方調査」は、調査対象の事業所規模が従来の 30 人以上から全国調査と同じ５人以上となった。これにより「特別調査」の調査対象の規模が１～４人の事業所のみとなった。

平成５年１月からは、昨今増大しつつあり調査結果に無視し得ない影響を与えるパートタイム労働者についても、賃金・労働時間を調査するようになった。

現在の調査体系は、次のとおりである。

	全国調査 （全国の結果を出すことを目的としている。）	地方調査 （都道府県別の結果を出すことを目的としている。）
常用労働者 30 人以上（第一種事業所）	毎月調査（郵送調査又はオンライン）	毎月調査（郵送調査又はオンライン）
常用労働者５～29 人（第二種事業所）	毎月調査（調査員調査又はオンライン）	毎月調査（調査員調査又はオンライン）

特別調査 常用労働者１～４人	年１回調査（調査員調査又はオンライン）

２　調査の概要

（１）調査の目的

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計であり、「地方調査」は賃金、労働時間及び雇用について、本県における毎月の変動を明らかにすることを、「特別調査」は全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

（２）調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」）を対象に、「地方調査」は、常用労働者を常時５人以上雇用する民営､官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣が指定する約1,000事業所について調査を行ったものであり、「特別調査」は、７月 31 日現在１～４人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する約 500 事業所について調査を行うものである。

ただし、これらの事業所に雇用される常用労働者のうち、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）に規定する「船員」は調査の対象から除外している。

（３）調査期日

①　地方調査（５人以上規模事業所）

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)。

②　特別調査（１～４人規模事業所）

毎年７月末現在（給与締切日の定めがある場合には、７月の最終給与締切日)。ただし、特別に支払われた給与（特別給与）については、調査年の前年の８月１日から調査年の年７月 31 日までの期間。

（４）調査対象事業所又は標本調査区の抽出方法

①　地方調査

標本設計は、産業別、規模別の常用労働者１人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率を一定限度内となるように行っている。調査対象事業所の抽出方法は、次のとおりである。

ア　30 人以上規模事業所（第一種事業所）

経済センサスの結果に基づき、事業所全数名簿を作成し、これを産業、規模別に区分し、所定の抽出率により無作為に抽出している〔層化無作為抽出法(事業所抽出)〕。

平成 30 年１月分以降は、原則として毎年１月分で、事業所母集団データベースによる最新の年次フレームを用いて全体の調査対象事業所の３分の１ずつ入れ替える部分入れ替えを行っている。

イ　５～29 人規模事業所（第二種事業所）

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」を設定し、そのうち 42 調査区を抽出し、調査区内の５～29 人規模の全事業所の名簿を作成する。

その名簿から産業別に所定の抽出率により無作為に１調査区あたり約 10 事業所の合計約

420 事業所を抽出する層化無作為二段抽出法（調査区及び事業所抽出）により抽出している。

第二種事業所は、半年毎（１月・７月）に全体の調査事業所の３分の１ずつ入れ替え、各組は 18 か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

② 特別調査（１～４人規模事業所）

調査区として一定の範囲を抽出する、いわゆる集落抽出法をとっている。調査産業計における常用労働者１人平均「きまって支給する給与」の標準誤差率が一定限度内となるように標本設計が行われており、その方法は次のとおりである。

経済センサスの基本調査区を数個ずつ統合して、「毎勤特別基本調査区」を設定し、これを母集団とし、所定の抽出率により層化抽出された 48 調査区について、その地域内にある調査産業に属する調査年の７月末（給与締切日の定めがある場合は、７月の最終給与締切日）現在の常用労働者が１～４人である事業所全部が調査対象になっている〔調査区抽出（層化一段抽出法）〕。

（５）産業分類の接続について

日本標準産業分類については、平成 19 年 11 月に改定が行われ、平成 22 年１月分調査から、改定後の産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行っている。

このため、従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成 21 年以前の結果と接続しないもの（下表「×」）は、指数、増減率が算出されない期間があるため、注意が必要である。

なお、平成 21 年以前の結果との接続については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査全国調査の表章産業の変更について（http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-hyosyo.pdf）」を参照すること。

新産業分類（平成22年以降）	旧産業分類との接続	旧産業分類（平成21年以前）
TL 調査産業計	△	TL 調査産業計
C 鉱業，採石業，砂利採取業	○	D 鉱業
D 建設業	○	E 建設業
E 製造業	○	F 製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	○	G 電気・ガス・熱供給・水道業
G 情報通信業	△	H 情報通信業
H 運輸業，郵便業	△	I 運輸業
I 卸売業，小売業	△	J 卸売・小売業
J 金融業，保険業	○	K 金融・保険業
K 不動産業，物品賃貸業	×	
L 学術研究，専門・技術サービス業	×	
M 宿泊業，飲食サービス業	×	
N 生活関連サービス業，娯楽業	×	
O 教育，学習支援業	△	O 教育，学習支援業
P 医療，福祉	△	N 医療，福祉
Q 複合サービス事業	△	P 複合サービス業
R サービス業（他に分類されないもの）	×	
記号の説明 ○：完全接続　△：完全ではないが接続するもの　×：接続しない		

3　地方調査の集計方法

（1）実数集計

事業所から提出された調査票を本県において集計し、産業別、規模別及び性別に母集団に復元したものである。

注）　調査事業所が少ない産業（例えば、鉱業）については、秘密保護のため公表していないが、上位分類（例えば、調査産業計）の数値には含まれている。

ア　月例分の実数集計

調査票を積み上げた数値と母集団労働者数（前月分の当該単位集計産業、単位事業所規模の本調査期間末常用労働者数）を用いて、次により算出する。

集　計　事　項	集　計　方　法	小数点以下桁数
雇　用		
①　前調査期間末常用労働者数	サマリーそのもの	0
②　調査期間中の増加常用労働者数	サマリーそのもの	0
③　〃　減少常用労働者数	サマリーそのもの	0
④　本調査期間末常用労働者数	①＋②－③	0
⑤　パートタイム労働者数	サマリーそのもの	0
⑥　パートタイム労働者比率	⑤÷④×100(%)	1
労働時間		
⑦　常用労働者１人平均月間出勤日数	サマリー×2÷(①＋④)	1
⑧　〃　総実労働時間数	⑨＋⑩	1
⑨　〃　所定内労働時間数	サマリー×2÷(①＋④)	1
⑩　〃　所定外労働時間数	サマリー×2÷(①＋④)	1
賃　金		
⑪　常用労働者１人平均月間現金給与総額	⑫＋⑮	0
⑫　〃　きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①＋④)	0
⑬　〃　所定内給与（男女計）	⑫－⑭	0
⑭　〃　超過労働給与（男女計）	サマリー×2000÷(①＋④)	0
⑮　〃　特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①＋④)	0

注）１　サマリーとは、産業、事業所規模及び性別ごとに、調査票を積み上げた数値に推計比率を乗じたものをいう。

２　推計比率は、母集団労働者数を、調査票の前調査期間末常用労働者数（男女計）を積み上げた数値で除することにより、小数点以下第７位まで求める。

３　小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。

４　集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。

イ　年平均実数集計

各調査項目について、１月～12 月の月次サマリーを合計した年累計サマリーを用いて、次に示した集計方法より算出する。

集　計　事　項	集　計　方　法	小数点以下桁数
雇　　用		
①　前調査期間末常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
②　調査期間中の増加常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
③　　〃　　減少常用労働者数	年累計サマリー÷12	0
④　本調査期間末常用労働者数	①＋②－③	0
⑤　パートタイム労働者数	年累計サマリー÷12	0
⑥　パートタイム労働者比率	⑤÷④×100（%）	1
労働時間		
⑦　常用労働者１人平均月間出勤日数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑧　　〃　　総実労働時間数	⑨＋⑩	1
⑨　　〃　　所定内労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
⑩　　〃　　所定外労働時間数	年累計サマリー×2÷(①'+④')	1
賃　　金		
⑪　常用労働者１人平均月間現金給与総額	⑫＋⑮	0
⑫　　〃　　きまって支給する給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑬　　〃　　所定内給与（男女計）	⑫－⑭	0
⑭　　〃　　超過労働給与（男女計）	サマリー×2000÷(①'+④')	0
⑮　　〃　　特別に支払われた給与	サマリー×2000÷(①'+④')	0

注）１　小数点以下桁数は、四捨五入により丸めて求める。
　　２　集計方法における①②等は、集計事項の①②等を示す。
　　３　①'④'は、それぞれ前調査期間末常用労働者数、本調査期間末常用労働者数の年累計サマリー（12 で除す前の数値）を示す。

（２）指数の作成

令和２（2020）年平均を基準数値として、次の指数を作成している。

①　月次指数の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第１位まで算出した。

$$\text{月次指数} = \frac{\text{月次の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

また、実質賃金指数は、現金給与総額指数又はきまって支給する給与指数を「広島市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」で除して 100 倍し、四捨五入して小数点以下第１位まで算出した。

「月次指数」と「月次の調査結果の実数」との関係は、次のとおりである。

月次指数	月次の調査結果の実数
現金給与総額指数	常用労働者１人平均月間現金給与総額
きまって支給する給与指数	〃　きまって支給する給与額
所定内給与指数	〃　所定内給与額
総実労働時間指数	〃　総実労働時間数
所定内労働時間指数	〃　所定内労働時間数
所定外労働時間指数	〃　所定外労働時間数
常用雇用指数	本調査期間末推計常用労働者数

② 年平均指数の作成

月次指数を 12 か月単純平均し、小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下第１位まで算出した。ただし、実質賃金指数は、現金給与総額指数又は定期給与指数の年平均値を、広島市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の年平均値（それぞれ四捨五入して小数点以下第１位までの数値）で除して 100 倍し、四捨五入して小数点以下第１位まで算出した。

③ 基準数値

基準年の実数を、指数と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数を 12 か月単純平均した数値のことである。

（３）増減率の作成

指数を用いて、四捨五入して小数点以下第１位まで計算した。ただし、指数を作成していないものについては、実数を指数と同様の方法（ギャップ修正と同様の方法）で修正した修正実数から計算した。

（４）労働異動率の作成

次の式を用いて、四捨五入して小数点以下第２位まで算出した。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{調査期間中の増加(減少)常用労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数}} \times 100$$

年平均値は、12 か月単純平均して作成した。

なお、労働異動率及びその増減差は、過去に遡って改訂することはない。

４　指数の改訂

指数は、（１）基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、（２）常用労働者数のベンチマーク更新という２つの事由（注１）で過去に遡って改訂する。

（注１）平成 27 年１月分調査までは、経済センサスの実施周期に合わせて、規模 30 人以上事業所（以下「第一種事業所」という。）の抽出替え（対象事業所の入替え）を一斉に行った。その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区分内の集計値に大きなギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。平成 30 年１月分調査の部分入替え方式導入以降は、「平成 27 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 28 年度上半期審議分）」（平成 28 年 10 月７日総務省統計委員会）において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきたギャップ修正を行わないこととしている。

なお、直近では指数の改訂を次のとおり行っている。

（１）基準時更新：令和４年１月分公表時

（２）常用労働者数のベンチマークの更新：令和６年１月分公表時

（１）基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が０又は５の付く年に変更する改訂のことをいい、５年ごとに行うものである〔指数の基準時に関する統計基準（平成 22 年３月 31 日総務省告示第 112 号）に基づく〕。

この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は原則改訂しない。ただし、実質賃金指数の計算に当たっては、名目賃金指数と消費者物価指数の基準時を同じとするが、消費者物価指数は、増減率が改定される場合があることから、実質賃金指数の増減率は過去に遡って改訂されることがある。

（２）常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

月々の常用労働者数は、単位集計区分毎に前月の補正後（注２）の母集団労働者数に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映させ、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で推計している。

また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げて調査産業計などの集計値を計算する際のウエイトとしても利用されている。

常用労働者数のベンチマーク（水準点）の数値については、事業所の全数調査である「経済センサス-基礎調査」等の結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（注３）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

（注２）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データ等による補正を施したもの。

（注３）「ウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップ」については、平成 30 年８月 28 日の第 125 回統計委員会における整理に基づき、常用雇用指数のみ遡及改訂し、賃金指数や労働時間指数は遡及改訂しないこととしている。

≪参考≫令和６年１月部分入替（ベンチマーク更新）で行った指数の改定等について

（https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/sisuu/sisuu_r06.html）

１　ベンチマーク更新に伴う常用雇用指数の改訂

（１）常用労働者数のベンチマークの更新

ア　「平成 26 年経済センサス－基礎調査」、「平成 28 年経済センサス－活動調査」等及び「令和３年経済センサス－活動調査」の常用雇用者数と毎月勤労統調査の推計常用労働者数とのギャップをそれぞれ

$$G_1 = \frac{\text{平成 26 年経済センサスの常用雇用者数}}{\text{平成 26 年６月分本月末推計常用労働者数}}$$

$$G_2 = \frac{\text{平成 28 年経済センサス等の常用雇用者数}}{\text{平成 28 年５月分本月末推計常用労働者数}}$$

$$G_3 = \frac{\text{令和３年経済センサスの常用雇用者数}}{\text{令和３年５月分本月末推計常用雇用者数}}$$

とすると、今回のベンチマーク更新のギャップ率Ｇは次式で表される。

$$G = \frac{G_3 \times G_1}{G_2}$$

イ　ギャップ率Ｇを用いて、平成 28 年６月分から令和３年５月分までの指数を次式により補正した。令和３年５月末におけるギャップを平成 28 年６月から段階的に反映させるいわゆる三角修正方式により改訂を行った。

$$\text{補正後指数} = \text{補正前指数} \times \left\{ 1 + \frac{n}{60}(G - 1) \right\}$$

ここで、n は、平成 28 年６月から当該月までの月数とする（平成 28 年６月：n ＝1、令和３年５月：n＝60）。

ウ　ギャップ率Ｇを用いて、令和３年６月分から令和５年 12 月分までの指数を次式により補正した。令和３年５月末におけるギャップ率と同じギャップ率で令和３年６月以降も補正するいわゆる平行移動方式により改訂を行った。

$$\text{補正後指数} = \text{補正前指数} \times G$$

エ　イで作成した令和２年１月分から 12 月分の補正後指数を用いて令和２年平均指数を計算し直すと、多くの場合、令和２年平均指数は 100 とならない。そこで、令和２年平均指数を 100 とするための各月一律の調整率を

$$\text{調整率} = \frac{100}{\text{補正後令和２年平均指数}}$$

とし、令和５年 12 月分までの各月の指数を次式により調整した（指数の改訂方法としてはウと同じ平行移動方式に該当する。）。

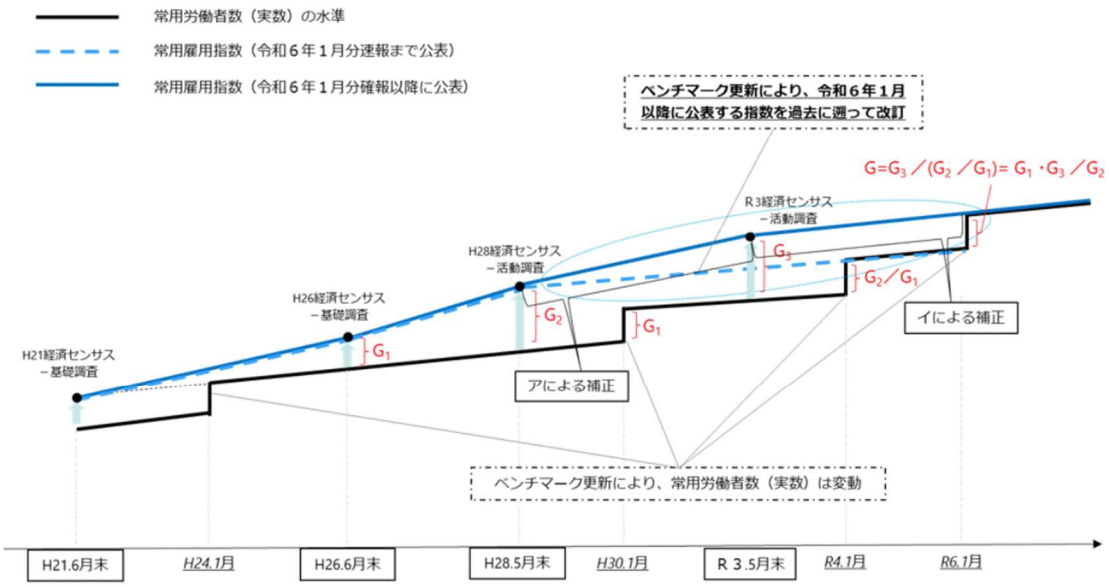
【平成 28 年６月分以降】調整後指数＝補正後指数×調整率

【平成 28 年５月分以前】調整後指数＝補正前指数×調整率

また、指数の基準数値についても次式により調整した。

調整後基準数値＝調整前基準数値÷調整率

ベンチマーク更新による指数改訂のイメージ図



※ ベンチマーク更新により指数を改定した後、令和2年平均＝100.0とするための調整((1)エ参照)を行っている。

（２）常用雇用指数増減率の改訂

ギャップ修正を行った指数に基づき、平成 28 年６月分から令和４年５月分までの増減率を再計算することにより改訂した。これ以外の期間の増減率については、指数の傾きは変わらない平行移動の期間であるため改訂しない。

２　令和６年の賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の前年同月比等について

従来、ベンチマーク更新を実施した年の賃金等の前年同月比等は、ベンチマーク更新前の前年の値とベンチマーク更新を実施した当年の値から算定していたことから、複数年をかけて生じたベンチマークとの乖離の影響が含まれていた。

これが前年同月比等に与える影響を除くため、令和５年の指数についてベンチマーク更新を実施した値（参考値）を作成し、ベンチマーク更新後の令和６年の指数（公表値）を比較することとした。

（１） 賃金等の前年同月比等の算出方法

賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率の令和６年（１月分確報以降）の前年同月比等については、ベンチマーク更新の影響を取り除くために、令和５年の指数・実数についてベンチマーク更新を行った値(参考値)を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することで算出した。

$$令和６年の前年同月比[\%] = \left(\frac{令和６年の指数}{令和５年の指数(参考値)} - 1 \right) \times 100$$

$$令和６年の前年同月差 = 令和６年の実数 - 令和５年の実数(参考値)$$

参考値から前年同月比等を算出する項目は以下の通り。

【月次、四半期、半期、年次、年度次】

	参考値から前年同月比等を算出する項目
賃金、労働時間（前年比）	○
パートタイム労働者比率（前年差）	○
常用雇用（前年比）	×
出勤日数、離職率、入職率（前年差）	×

【夏季賞与、年末賞与】

	参考値から前年比等を算出する項目
労働者一人平均賞与額（前年比）	○
支給労働者数割合、支給事業所数割合（前年差） きまって支給する給与に対する支給割合（前年差）	×

（２） 参考値の作成方法

令和５年１月分においてベンチマーク更新を実施した母集団労働者数（以下「ベンチマーク更新後の母集団労働者数」という。）を作成し、令和５年の集計当時の調査票データ等を用いて順次毎月の集計を行っていくことにより、令和５年各月の実数（参考値）を作成するとともに、対応する指数（参考値）を作成した。なお、ベンチマーク更新後の母集団労働者数は、産業・規模別に次式により作成した。

ベンチマーク更新後の母集団労働者数=ベンチマーク更新前の母集団労働者数×補正比

$$補正比 = \frac{ベンチマークとなる経済常用労働者数}{\begin{array}{l}センサスベンチマークとなる経済センサスと\\同一時点の毎月勤労統計調査の母集団労働者数\end{array}}$$

※　補正比の分母が「０」となり補正比が算出できない場合や補正比が過大となり上記による算出が不適当な場合等には、経済センサス等を用いて別途「ベンチマーク更新後の母集団労働者数」を設定する場合がある。

５　特別調査の集計方法

（１）常用労働者数の算定

$$\hat{R}_1 = \sum_{h=1}^{L} \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

h= 1 ・・・、L：層
M_h：第 h 層の母集団調査区数

$$M = \sum_{h=1}^{L} M_h$$

m_h：第 h 層の標本調査区数
n_{hi}：第 h 層の第 i 調査区内の事業所数
X_{hij}：第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定集計区分に該当する労働者数

（２）賃金、労働時間等の算定

（例）きまって支給する現金給与額の推計値の算出

年齢、勤続年数、出勤日数、実労働時間数及び過去１年間特別に支払われた現金給与額についても同様の方法で求める。

$$\hat{R}_2 = \frac{\sum_{h=1}^{L} \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}}{\sum_{h=1}^{L} \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}} = \frac{\sum_{h=1}^{L} \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{y_{hi}}}{\sum_{h=1}^{L} \frac{M_h}{m_h} \sum_{i=1}^{m_h} t_{x_{hi}}}$$

f_{hij}：第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する労働者数
Y_{hijk}：第 h 層第 i 調査区内第 j 事業所の特定の集計区分に該当する第 k 労働者のきまって支給する現金給与額

$$t_{y_{hi}} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} \sum_{k=1}^{f_{hij}} Y_{hijk}$$

第 h 層第 i 調査区における特定の集計区分に該当する労働者のきまって支給する現金給与額の総和

$$t_{x_{hi}} = \sum_{j=1}^{n_{hi}} X_{hij}$$

第 h 層第 i 調査区における特定の集計区分に該当する労働者数

６　用語の解説

（１）現金給与額

① 現金給与総額

給与から所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の総額でのことであり、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額

② きまって支給する給与（定期給与）

基本給や家族手当・時間外手当など、労働協約・就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のうち、「特別に支払われた給与（特別給与）」以外のもの

③ 所定内給与

きまって支給する給与のうち、「所定外給与（超過労働給与）」以外のもの

④ 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働や休日・深夜労働に対して支給される給与

⑤ 特別に支払われた給与（特別給与）

次のア～エに該当するもの

ア　賞与（ボーナス）

イ　ベースアップが行われた場合の差額追給分

ウ　３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）

エ　臨時に支払われた現金給与

一時的突発事由に基づいて支払われたもの、あるいは、結婚手当など、支給条件はあらかじめ確定しているが、支給事由の発生が極めて不確定かつ非常にまれに発生するもの

（２）実労働時間

① 総実労働時間

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計

② 所定内労働時間

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数

③ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出し、休日出勤等の実労働時間数

④ 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数（１時間でも就業すれば１出勤日とする）

（３）常用労働者

① 常用労働者

期間を定めず、又は１か月を超える期間を定めて雇われている者

② パートタイム労働者

常用労働者のうち、１日の労働時間又は１週の労働日数が一般の労働者よりも短い者

③ 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」以外の者